お宮を覆っているこんもりとしたケヤキの高木

新潟の自然 ⑳

寺社林の植物その3　津島屋諏訪宮

阿賀野川にかかる松浜橋と寄松橋の中間、津島屋の堤防近く、こんもりと繁った見事な森が見えるのがそれだ。

この森の高木はほとんどケヤキ。胸径一㍍ほどのものが四本ほど、一・五㍍ほどが四本ある。この大きいのは市の保存樹。素晴らしい。また胸径一㍍ほどの雄のイチョウも一本ある。

西側にヤブツバキがかなりあり、春先、小振りの花を多く咲かせて美しい。ここで特筆したいのは、マルバゴマギシというサンゴジュの仲間で、赤い小さな房状の実を持つ植物があることだ。葉は厚くなく、もむとゴマのにおいがする。湿地を好み、昔、この辺に多かったと思われる貴重な植物だ。

この西側に少し湿地が続く。昔、編笠の材料にしたカサスゲ。とげがあるが瑠璃色の美しい実のイシミカワ。シソの仲間で淡い紫色の花のイヌゴマなどもある。

関口　繁雄（新潟盲学校教諭）

「いつでも　どこでも　だれでも」
21世紀は〝みんなのスポーツ〟

―振興審議会が答申―

二十一世紀には〝余暇・レジャー善用の時代〟が到来することを予期し、スポーツを〝みんなのスポーツ〟にするため、「いつでも　どこでも　だれでも」スポーツを楽しめる環境を整備することが必要――とした市スポーツ振興審議会の答申が、一日に出されました。これは、五十八年八月に市教育委員会から「将来における本市のスポーツ環境はどうあるべきか」と諮問されていたもので、同審議会では「スポーツ施設委員会」と「スポーツ活動委員会」の二部会を設け、検討を重ねてきました。市では、この答申の基本的な考えを基に、今年九月の市議会に提案する「第三次総合計画」に、スポーツ指導者の育成、市民の自主スポーツ活動の振興、競技力の向上、屋内・屋外体育施設の整備などを組み込んでいきます。

中山会長から遠藤教育委員長に答申書が渡されました

答申は、「現状と問題点」「体育・スポーツのあるべき姿」「体育・スポーツ施設」の四章で構成されています。

「現状と問題点」では、①昭和三十七年の体育指導委員制度発足、四十三年の「スポーツと音楽都市」宣言、そして五十一年以降の小・中学校施設の市民開放――と行政側が積極的にスポーツ環境の整備を進めてきたことを評価する一方、①屋外とも絶対数が不足しており、市民が「いつでも、どこでも」利用できる状態に至っていない――と指摘しています。

二十一世紀の社会を展望した**「スポーツの将来あるべき姿」**として、①都市化の進行から、核家族化、連帯意識の低下、孤立感の増大を予測し、これからのスポーツは、小さな地域を単位とし、生活に根ざした〝みんなのスポーツ〟として振興していかなければならないこと。家族みんなが、それぞれの時間帯で地域の人たちと集まって楽しむ〝コミュニティスポーツ〟の振興が、二十一世紀には、スポーツのあるべき姿の中核となるなければならないこと②週休二日制や勤務時間の短縮などから、生涯教育の一環として、スポーツを日常化していくことが重要――としています。

「体育・スポーツ活動」では、〝みんなのスポーツ〟を実現させるため①幼児期、就学期、壮年期、熟年、婦人、障害者それぞれに応じたスポーツ活動の促進②地域住民が自主的に運営していくスポーツクラブの組織化③企業スポーツの振興④行政の役割（指導者の育成、施設の整備など）が必要―としています。

「体育・スポーツ施設」では、小学校区を標準とした〝学校の第二体育館の設置〟「公民館などの公共建造物にテニスコートなどを設置」「児童公園をスポーツができるように良し」、地域的な施設としては、佐潟・赤塚、坂井輪、両川など八地区を適地にあげ、スポーツ公園的な施設の配置が述べられています。このほか、水上スポーツ施設、天候に左右されずにスポーツを楽しめるスーパードーム の建設なども提言されています。

また、散歩中は、ひもをしっかりと持ち、よその人や犬などに向かってほえさせないようにしましょう。

犬の落とし物で　フンガイ

後始末もお願いしますね、ワン！（寺尾中央公園で）

朝のすがすがしい空気を吸いながら出勤するとき、ふと道端を見ると、犬の〝落とし物〟。よく目を凝らすと、道路のところどころに、小さな固まりが――。中には大胆にも門前にちょこんと置いてあるものもあります。

現在、市内には約八千八百匹（三月末現在）の犬がいます。飼い主にとってかわいい犬も、飼い方次第では、他人にとっては迷惑そのもの。保健所には、「放し飼いの犬をつかまえて」「一家の前に毎日犬がフンをしていく」――など年間千件近い苦情が寄せられています。

犬がほえるのは、ストレスがたまっている証拠。毎日朝夕散歩させることにより、ストレスを発散させれば、落ちついた性格の犬に育てることができます。それを、面倒くさいとばかりに、放し飼いにしたり、散歩させないようでは、犬を飼う資格はありません。中には大型犬のところで散歩で問題になるのは、排せつ物の始末。犬を運動させると、よく排せつをします。しかし他人の家の前でさせないようでは、飼い主失格です。毎日の散歩コースの中で、他人に迷惑をかけない場所を見つけ、そこで排せつさせ、**必ず飼い主自身で後始末をしましょう。**

犬の〝落とし物〟は、あるいは飼い主の〝忘れ物〟なのかもしれません。飼い主の皆さん、**散歩の際には、フン入れの袋と道具をお忘れなく。**

不用犬は里親を探して

転勤やマンションへの引っ越しなどで、犬を飼えなくなった人は、責任をもって代わりに飼ってくれる里親を見つけてから、引っ越しをしましょう。都合の良いときだけかわいがり、不用になったらポイでは、あまりにかわいそうです。

どうしても里親が見つからない場合は、保健所に犬を連れて来て下さい。手数料は一匹千円（子犬の場合は十匹まで千円）です。

なお、飼い主が替わったとき、犬が死亡したときは、保健所へご連絡下さい。死がい処置ができないときは、清掃課へご連絡下さい。一匹千円で引き取ります。

訂正　五月六日号三面「青春こみゅにけいしょん」の表中に誤りがありました。東山寺（**栄町**）に訂正しお詫いたします。

初心者三味線教室

日時　7月～8月毎週火曜日午前10時～正午
会場　音楽文化会館
費用　1回500円　※三味線持参、お持ちでない人にあっ旋します
申し込み　高橋（☎22―8884）へ

電気料理教室

会場　東北電力グリーンプラザ
参加費　1,500円
申し込み　5月22日午前8時半から電話で会場（☎23―3151）へ　先着各36人

	月日	時間	内容
Aコース	5/30・6/11・6/25	午前10時～午後2時半	漬物、七宝焼、お弁当のおかずほか
Bコース	5/31・6/12・6/26		

新潟厚生年金会館会場催し物（無料）

申し込み　往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、年金の名称、電話番号、希望教室名を明記し新潟厚生年金会館「しあわせ講座」係（〒950 南万代町1―8）へ

教室名	日時	定員	締切り
絵画（9回）	7月26日から毎日午前9時半～11時半	50人	5/31
書道（10回）	8月5日から毎日午前9時半～11時半	（先着順）	5/26

救急時の包帯のまき方講習会

日時　5月25日午前10時～正午
会場　日本赤十字社県支部
対象　主婦など50人
持参品　風呂敷、筆記用具、運動しやすい服装
申し込み　電話で会場（☎31―3121）へ

雪椿友の会総会

人工肛門・人口膀胱受術者の集まりです。会員外の方でもどうぞ参加を！
日時　5月27日午前10時～午後1時半
会場　新大医学部大講義室（旭町1）
内容　業者によるストーマの器具の説明会、武藤新大医学部第1外科教授による講演

本間吉平「シルクロードの旅」

日時　5月27日午後2時半～4時
会場　新潟伊勢丹6階ふれあい広場

映画「さわる絵本」

日時　5月27日午後2時～3時半
会場　湊小学校（協力費200円必要）
問い合わせ　予安（㊗☎31―5203）へ

みんなで学ぼう

市民憲法講座（第2回）

日時　5月26日午後1時半～4時
会場　中央公民館　※保育室あり
テーマ　核兵器と憲法
講師　服部　学（立教大教授）
参加費　300円
問い合わせ　川村（☎28―8551）へ

盲導犬と視覚障害者をテーマに

映画「こんにちはハーネス」

日時　5月25日午後6時半～、26日午後2時半～と午後6時半～
会場　市公会堂
問い合わせ　国際障害者年事務局（☎28―4719）へ　入場料　900円（子供500円）

話しベタは一生の損

楽しく話せる教室

日時　6月1日から毎週金曜日午後6時半～8時
会場　北部総合コミュニティセンター
会費　月800円　**定員**　30人（先着順）
申し込み　往復はがきに住所、氏名、職業、年齢、電話番号を明記し山崎勝夫（〒951 窪田町5―303―2 むつみ荘内）へ

培養土入りプランターのあっ旋

あっ旋日時　5月25日～6月30日毎週金・土曜日午後1時～3時
受け取り場所　田中ホテル裏（川端町6）
料金　1鉢350円
申し込み　5月21日～6月22日午前11時～午後5時（土・日曜日を除く）までに花いっぱい会（☎29―1789）へ
◉**夏の草花苗即売会**…サルビア、ペチュニア、マリーゴールドなどの苗を6月2～30日毎週土・日曜日午後零時半～3時半、住友銀行前（古町十字路）で即売

新潟港の動物検疫輸入港指定業務説明会

日時　5月23日午後1時半～
会場　新潟商工会議所（入場無料）
講師　白下　登（農林水産省動物検疫所長）

「消費者の日によせて」

～経済摩擦と消費生活～
日時　5月30日午後1時～3時
会場　万代シティホール
講師　高橋毅夫（新大経済学部教授）
問い合わせ　県消費生活課（☎23―5511）へ